

座敷飾・障壁画等による日本住宅における内部空間の演出に関する研究

主査 小沢 朝江*¹
委員 千野 香織*² 亀井 若菜*³
〃 池田 忍*⁴ 西 和夫*⁵
〃 小幡 知之*⁶ 天木 詠子*⁷

キーワード：1)座敷飾, 2)障壁画, 3)日本住宅史, 4)近世, 5)復原,
6)書院造, 7)演出, 8)料紙寸法

1. 研究の目的と方法

日本住宅の内部空間は、座敷飾や障壁画によって演出されてきた。しかし、これまでこの点は日本住宅史の中で簡単に触れられるのみで、内部空間の演出に的を絞った研究はほとんどなかった。その理由は、内部空間においては障壁画が重要な要素となるためであって、従来、障壁画は美術史分野で研究が進められ、建築史がこれを研究対象とすることは稀であった。しかし、本来、障壁画は建築と一体のものであり、建築史においても無視してよいものではない。本研究は、日本住宅の内部空間がどのように演出されてきたか、建築史と美術史の双方から検討し、共同研究を行って明らかにするものである。

本研究は具体的には、障壁画や座敷飾が、部屋や建物の用途や性格、利用する人の地位などをあらわすためにどのように用いられ、そしてどのような役割を果たしてきたのかを現存遺構の検討によって明らかにすることを目的とする。ただし、建築も障壁画も、現在我々が見ている姿が創建時そのままとは限らず、当初の姿を復原し、

またどのような意図で改造が行われたかを明らかにしてはじめて、内部空間の演出の本来の意図を検討することができる。したがって、本研究では、まず内部に障壁画を持つ4件の建築について、建築と障壁画の復原検討を行い、その結果をふまえて考察を行う。復原検討を行う4件は、いずれも近世初期を創建年代とするが、創建当初の姿が現状とは異なるにもかかわらず、その具体的な様相が従来明らかにされていない建築である。

2. 円満院宸殿の建築と障壁画

(1) 円満院宸殿の前身建物

円満院宸殿は、藤岡通夫氏の研究^{注1)}により元和5年(1619)造営の女御(東福門院)御殿の御局を正保4年(1647)に円満院に移築したものと考えられており、この藤岡説を基に山根有三氏が障壁画の復原検討を行っている^{注2)}。

藤岡氏は、竹の節欄間の「於徒保欄二ツノ内」という墨書^{注3)}などを根拠に、宸殿が慶長度女御御殿御局の移

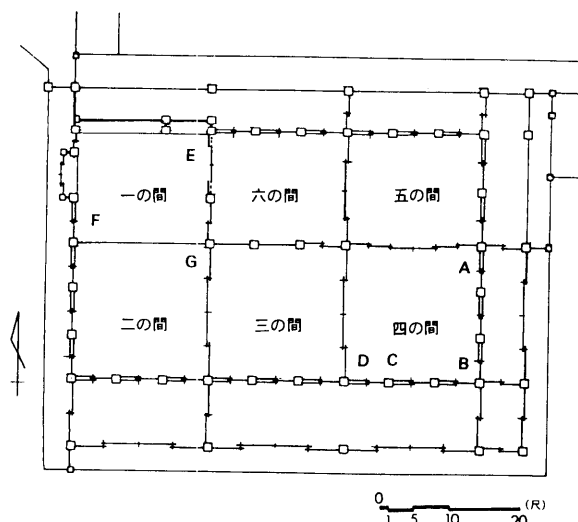


図1 円満院宸殿 現状平面図

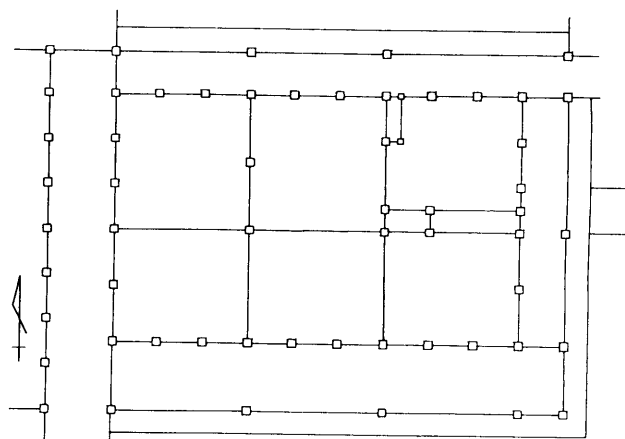


図2 慶長度女御御殿御局 平面図

(『慶長度内裏指図』による)

*¹ 湖北短期大学生生活科学科専任講師

*² 学習院大学文学部教授

*³ 神奈川大学工学部教授

*⁴ 学習院大学文学部助手

*⁵ 山形工科大学アカデミー短期大学校講師

*⁶ 千葉大学文学部助教授

*⁷ 波多野建築設計室

築だと判断されたが、今回、この墨書以外に「御つほね」（四の間東側舟肘木）、「つほねのこかへ」（南入側天井長押）などの墨書を見出し、前身建物が御局であることをさらに強く裏付けた。一方、一の間および三の間の天井廻縁には「御きうそく上たん東ノかわ」「御きうそく□間北ノかわ」などの墨書があり、御休息と呼ばれる建物の天井が用いられていることが新たに判明した。

(2) 円満院宸殿前身建物の平面の復原

①女御御殿御局

円満院宸殿の平面（図1）と女御御殿御局の造営史料の平面（図2）^{注4)}を比較すると、円満院宸殿は北側列の南北方向の梁間が2間半、南側列の梁間が3間であるのに対し、女御御殿御局は北側列が3間、南側列が2間半で、南北方向を区切る間仕切りが半間ずれている。女御御殿御局を円満院宸殿に改造する場合、①南北を逆転させ、当初の上段の間をそのまま上段（一の間）としたか、②建物の向きはそのまま、南北列の間仕切り位置を北へ半間ずらし、当初の西北隅の部屋を上段としたか、2つの方法が考えられる。現在の四の間のA～Dの柱には床（ユカ）・内法長押とも現在より4寸2分高かったことを示す痕跡があり、一方、現在の一の間の図1の柱E・Fには、現在の一の間の内法長押より4寸2分低く、二の間などと同じ高さ内に法長押の痕跡があることから、当初は現在の四の間が上段の間であったと考えられる。また、小屋組は、南北方向の梁をいずれも現在の間仕切りから南へ半間の位置で継ぐ不自然な状態で、2本を継ぐ位置の梁の下端の切り欠きから、かつては南北方向の梁がこの位置で東西方向の梁に架かっていたことがわかり、本来この位置が南北方向の間仕切りだったことになる。以上から、改造は、②の方法、すなわち南北列の間仕切り位置を北側に半間ずらす方法を採用したことが判明する。

慶長度女御御殿御局については、当時の造営文書が現存し^{注5)}、詳しい仕様を知ることができる。『禁中女御様御作事御かさり金物検地帳』によれば、帳台構と違棚の金具の名称や寸法が詳細に書き出されており、現存する帳台構・違棚のそれと寸法が一致することから、帳台構・違棚とも当初のものが用いられていることが判明する。現在の一の間東南隅柱Gは、東面に6.4尺の高さに成2寸5分の埋木と、3.53尺と5.86尺の高さに成1寸の埋木があり〔高さはいずれも一の間の床（ユカ）から痕跡上端まで〕、その寸法は現在の違棚の地板・棚板・天袋の高さとよく一致し、この柱は当初は違棚・トコ境に用いられていたもので、現在の違棚が当初のものを使っていることを裏付ける。また、『禁中女御様御作事張付検地帳』によれば、室名は「上段」「次のま」（または「二のま）」「三のま」「四のま」「五のま」で、それぞれ図4に示す部屋を指すことや、「上段相ノふすま障子四本、

高さ六尺五寸」など建具の本数や高さや幅が判明する。貼付を列記する項目は、床・棚を持つ「上段」にはじまり「五のま」までしかなく、そのすぐ後に総合計が書かれていて、六の間とも呼ぶべき納戸の間には貼付がないことを示しており、納戸の間には障壁画がなかったことになる。

②御休息

先に述べた通り、現在の一の間・三の間の天井は、廻縁の墨書から、御休息と呼ばれる建物の天井であることが判明した。現在の一の間の折上格天井には「上たん」の墨書があり、しかも南北方向両端に4分の1間ずつ継ぎ足しているから、この天井は当初は補足部分を取り去った2間に3間の大きさの折上格天井だったことになり、ちょうどその大きさを持つ上段の間に用いられていたと考えられる。同様に、「二ノ間」との墨書がある現三の間の格天井は、四周に格間半分ずつ継ぎ足しており、当初は3間に3間の大きさの折上格天井であったと考えられる。

御休息の名称をもつ建物のうち該当する可能性が最も高いのは、いうまでもなく宸殿と同じ女御御殿の中の御休息である。『慶長度内裏女御御殿御休息之間建地割』^{注6)}によれば平面は図3の通りで、2間に3間の「上段」と3間に3間の「中段」があり、いずれも天井は「くミ入折上」であって、円満院宸殿一の間と三の間の天井を復原した姿によく一致する。したがって、一の間と三の間の天井は、慶長度女御御殿御休息の「上段」と「中段」の天井を転用した可能性が高い。

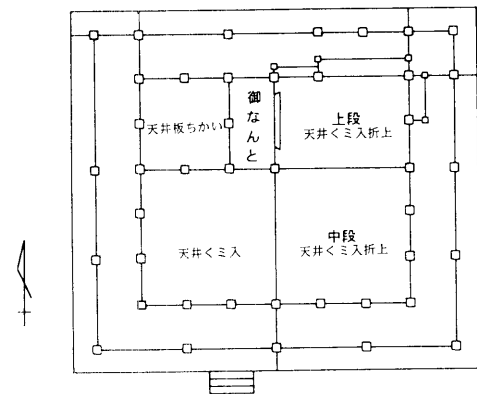


図3 慶長度女御御殿御休息 平面図

（『慶長度内裏女御御殿御休息之間建地割』による）

(3) 障壁画の復原

①障壁画料紙寸法の検討

宸殿の内部には計65面の障壁画が現存するが、画面が連続せず、1つの部屋に複数の画題が混在するなど、当初からとは考えられない状況にある。この障壁画の引手の高さや料紙の縦方向の寸法^{注7)}を見ると、まず引手高さは、画面下から92cm、88cm、84cm、80cm〔いずれも引手上端まで〕の4種類あり、このうち84cmは現在の一の間西面の唐高土図2面のみで、料紙寸法も他と大きく

異なることから、この障壁画は他と異なるグループだと判断される。引手の高さによるその他の3グループを料紙寸法と考えあわせると、(a)引手高さが92cmで料紙寸法が最も小さい(六の間故事人物図および五の間住吉社頭図、部屋名は現状、以下同)、(b)引手高さが88cmで、料紙寸法が最も大きい(一の間唐故事人物図、二の間・四の間の花鳥図など)、(c)引手高さが80cmで料紙寸法が(b)に次いで大きい(五の間秋草図など)、(d)引手高さが80cmで(c)と同じだが料紙寸法が(a)に次いで小さい(三の間唐美人図など)、の4つのグループに分けることができる。このうち、(a)と(b)は、(a)に属する障壁画と(b)に属する障壁画で絵が繋がる例があり、引手高さの差は上段など床(ユカ)の高さの反映、料紙寸法の差は建具の種類差の反映と考えれば、(a)と(b)が同じ建物に入っていたと考えて差し支えない。

②女御殿御局の障壁画の復原

このように、現在の障壁画は(a)~(d)の4つのグループに分けられ、すべてが女御殿御局の障壁画とは考え難い。この中から、女御殿御局の障壁画を選別し、復原を行う。

まず、現在の違棚は、先に述べたように御局のそれを使っているから、それに寸法が合致する住吉社頭図も、御局上段のトコ・棚の障壁画をそのまま使ったと考えられる。また、現在の五の間の住吉社頭図4面は、違棚西脇と絵が繋がるから、上段東面に入っていたことになる。この位置は上段と二の間の境に当たり、敷居は上段框の下にあったと考えられるから、引手の高さが高い点もよく合致する。この住吉社頭図4面は、上記のグループ(a)に属し、また、先に指摘したように(a)と(b)は同じ建物に入っていたと見なされるから、住吉社頭図を含む(a)と(b)のグループが本来御局のものだったと判断される。このグループに属する障壁画は、住吉社頭図(現一の間床・違棚、五の間西面)、唐故事人物図(現一の間西面、六の間東面)、花鳥図(現二の間東面、四の間西面)、騎馬人物図(現三の間西面)、唐美人図(現一の間帳台構貼付、六の間西面)の5種類で、先に見たように、造営文書によって御局の納戸の間には障壁画がなかったことが判明するから、残る5室にこれら5種類の障壁画を復原することになる。

まず、すでに述べたように住吉社頭図は上段に復原される。唐故事人物図は、6面のうち4面は住吉社頭図と同様引手の高さが高いから、上段・二の間境の住吉社頭図の裏、すなわち二の間東面に復原され、この絵に続く2面は二の間北面に復原される。花鳥図は、3間四等分の画面が8面あるから五の間以外に入るところはなく、帳台構の貼付を含む唐美人図は、三の間にしか入らない。残る騎馬人物図の3間四等分4面は、四の間に入ることになる。以上の検討結果を平面図に図示すると図4の通

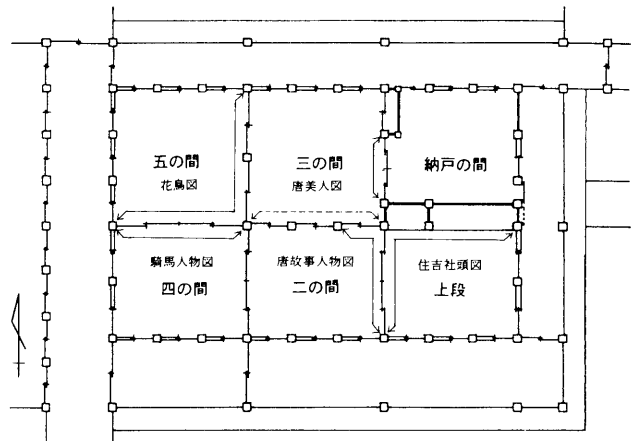


図4 女御殿御局 復原平面図 (矢印は障壁画の入る位置を示し、点線はその範囲のいずれかであることを示す)

りである。

この結果、残る(c)(d)グループの障壁画は、御局とは別の建物のものとなる。(c)(d)が入る可能性が最も高いのは、天井を転用している女御殿御休息である。しかし、いずれの障壁画も御休息の部屋の規模に比べて残された枚数が少なく、復原する根拠を欠いており、これ以上の検討は困難である。

(4) 座敷飾の検討

円満院宸殿は、現在は建物北西隅の一の間(上段の間)にトコ・違棚・帳台構を備えているが、当初は南東隅の上段の間にトコ・違棚のみを備えており、現在とは逆にトコが右(西)、違棚が左(東)であった。帳台構は、上段の間ではなく、北列中央の三の間西面にあり、背後には納戸の間が置かれていた。三の間は、隣接する二の間や五の間との間に柱を立てて区切る独立性の強い部屋で、藤岡通夫氏が指摘している^{注8)}ように、内向の用途に用いられたと考えられ、このような主室以外の場所に帳台構を設けている点が注目される。また、現在のトコ・違棚・帳台構は、先に見た通り当初のものをそのまま用いており、特に違棚と帳台構は当時の造営文書から飾金具も当初のものをを用いていることが明らかで、近世初期の座敷飾の様相を知る貴重な遺構といえる。

3. 大覚寺宸殿の建築と障壁画

(1) 大覚寺宸殿の前身建物とその造営背景

大覚寺宸殿は、東福門院の旧殿を下賜されたという伝承を持つこと、襖の引手に葵紋があることから、藤岡通夫氏の研究^{注9)}により、その前身建物は慶長度内裏女御殿宸殿であると考えられている。慶長度内裏女御殿は、徳川和子(東福門院)の入内に伴って元和6年(1620)に造営され、寛永7年(1630)に東福門院が院御所に移った後、同18年から19年の寛永度内裏の造営に際し、仮内裏として用いられた^{注10)}。女御殿宸殿は、仮内裏で常御殿として用いるために改造を受け、寛永19年6月18日に天皇が仮内裏から寛永度内裏へ移徙した後不要とな

った。大覚寺へ移築されたとすればこのときとなるが、これまで移築に関する史料を欠き明らかではなかった。

しかし今回の検討の結果、『大覚寺文書』¹¹¹⁾所収の芝山宣豊の書状2通により、大覚寺が内裏から建物を拝領した事実とその時期が判明した。この書状は、2通とも「七月十一日」「七月廿六日」との日付が示されているのみだが、書状で芝山宣豊が「大膳大夫」と称しているから、芝山宣豊が大膳大夫であった寛永3年(1626)から慶安元年(1648)¹¹²⁾の間のもとなる。内容は、1通は大覚寺が内裏から「日外御拝領被遊候御殿」、すなわち最近拝領した御殿に入っていた藪戸のうち、不要な分を「仙洞」の造営に進上して欲しいとの内容であり、もう1通はこの書状に答えて大覚寺から仙洞御所に藪戸を進上したことに対する礼状である。寛永3年から慶安元年の間に行われた「仙洞」すなわち院御所の造営は、寛永7年の後水尾院御所造営と、寛永20年の明正院御所造営しかない。このうち、前者の後水尾院御所造営の際は、その前後に内裏または院御所内に不要となった御殿が存在せず、この時に大覚寺へ御殿が移築されたとはいえ難い。一方、後者の明正院御所造営の際は、前年の寛永19年に寛永度内裏の造営が行われ、工事中の天皇の住居として仮内裏が作られていて、新内裏に寛永19年6月18日に天皇が移徙した後、仮内裏の建物が不要となっている。この仮内裏こそ、先に見たように大覚寺宸殿の前身建物と考えられる女御御殿宸殿が常御殿として転用されたところである。書状の「七月十一日」との日付は、明正院御所の新始が行われ造営が始まった寛永19年9月27日¹¹³⁾以降と考えられるから、同20年7月11日であろう。したがって、寛永度仮内裏から大覚寺へ確かに建物が移築されたこと、またその時期は、天皇が仮内裏から移徙した寛永19年6月18日から、書状の日付の寛永20年7月11日の間に絞られることが判明する。

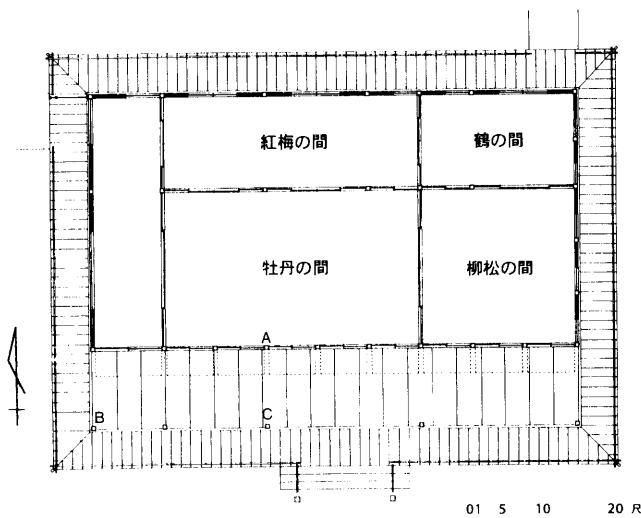


図5 大覚寺宸殿 現状平面図

(2) 大覚寺宸殿前身建物の平面の復原

① 柱間寸法の検討

藤岡通夫氏は、慶長度女御御殿宸殿の平面¹¹⁴⁾(図6)と大覚寺宸殿の平面(図5)を比較し、大覚寺宸殿の方が桁行(東西方向)が1間分柱間が多いので、大覚寺への移築に際し「桁行を一間延ばした」と判断された¹¹⁵⁾。しかし、大覚寺宸殿の桁行の全長は66尺で、女御御殿宸殿の指図に書かれた桁行「十間」を1間6尺5寸と考えた場合の寸法65尺とほぼ一致することから、桁行方向は当初の規模のままと考えられる。

現在の大覚寺宸殿の柱間寸法は、桁行方向が7.04尺(但し、西端のみ1間6.43尺×1.5間)、梁行方向が7.11尺(但し、北端のみ1間6.43尺×2間)と、中途半端な数値を採っている。この寸法は、当初からのものではなく、大覚寺への移築時に以下の経過によって生み出された数値と考えられる。まず、桁行方向は、全長は先に見た通り、女御御殿宸殿当時は6.5尺×10間=65尺であった。女御御殿宸殿と仮内裏常御殿(図7)¹¹⁶⁾それぞれの平面と大覚寺宸殿の平面を比較すると、西入側の間仕切り位置が一致し、この位置が移築に当たって踏襲されることがわかる。この西入側を除いた部分の桁行方向の柱間数は、女御御殿宸殿および仮内裏常御殿では7間、大覚寺宸殿では8間で、大覚寺への移築時に全体の寸法は変わらないのに柱間数が増えているから、1間寸法は当初よりも短いことになる。すなわち、7.04尺という現在の1間寸法は、現在の桁行全長66尺から踏襲されている西入側の幅9.65尺を引いた長さ56.35尺を8等分して生み出された寸法である。

次に、梁行方向は、女御御殿宸殿の指図によると「八間」とあり、6尺5寸を1間と考えた場合、その全長は52尺である。現在の大覚寺宸殿の梁行の全長は44.86尺だから、その差7.14尺(現在の柱間1間分に相当)が移

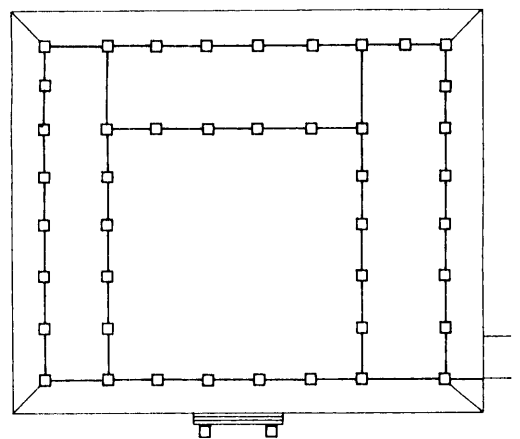


図6 慶長度女御御殿宸殿 平面図

(『慶長度内裏指図』による)

築に当たって縮められていることになる。女御御殿宸殿と仮内裏常御殿それぞれの平面と大覚寺宸殿の平面とを比較すると、北入側の間仕切位置は移築に当たって踏襲されており、この部分を除いた梁行方向の柱間数は、女御御殿宸殿が5間、大覚寺宸殿が縮められた1間を含めて5.5間で大覚寺宸殿の方が柱間数が多い。桁行方向と同様の検討を行うと、北入側の幅12.86尺を当初の全長52尺から引いた長さ39.14尺を柱間数5.5間で割った場合7.11尺となり、現在の1間の寸法7.11尺がこうして生み出されたことがわかる。

②女御御殿宸殿および仮内裏常御殿の平面の復原

以上のように、現在の大覚寺宸殿の柱間寸法は、移築に当たり柱間数を変えたことによって生み出されたもので、当初の寸法ではない。したがって、復原に当たり、はじめに女御御殿宸殿の当初の柱間寸法を検討しなければならない。

まず、桁行寸法については、現在の西入側は女御御殿当初の柱間寸法を踏襲しているから、その寸法は現状と同じ9.65尺であり、また東入側も当初の柱間寸法を踏襲していると考えられるから、7.04尺×2間=14.08尺である。したがって、残りの部分の柱間寸法は、桁行の全長6.5尺×10間=65尺から西入側および東入側の寸法を除いた41.27尺を5等分した数値、すなわち8.25尺となる。大覚寺宸殿の鴨居の中には、2間長さの鴨居が7.62尺と5.92尺の長さで不自然に継がれた箇所があり、このうち7.62尺の鴨居は柱太さが現状通り6寸ならば柱間寸法8.22尺の場所に使われていたことになり、先に求めた当初の柱間寸法8.25尺の検討結果を裏付ける。

次に、梁間寸法は、現在の北入側は女御御殿当初の寸法を踏襲しているから、その寸法は6.43尺×2間=12.86尺である。その他の部分の柱間寸法は、梁間の全長52尺から12.86尺を引いた長さを5間で割ると7.83尺となる。ただし、現在の内法長押・天井長押の下端には、複数の

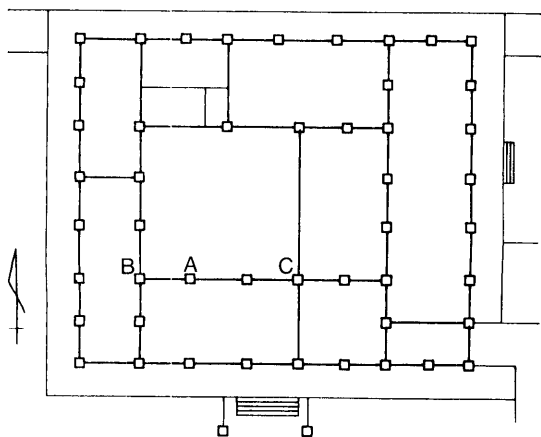


図7 寛永度仮内裏常御殿 平面図
(『寛永度仮内裏指図』による)

箇所、現在とは異なる位置にかつて柱が立っていたことを示す埋木があり、この埋木の心々寸法はいずれもほぼ7.5尺で、長押の埋木を見る限りかつて柱間寸法が7.5尺の時期があったことになる。梁間寸法については、どちらが当初の柱間寸法か、現段階では判断できない。

次に、柱の痕跡を見ると、図5の柱A～Cには無目鴨居が取り付いていたことを示す埋木があり、かつてこの柱の位置には内法高より高い位置に無目鴨居が入り、建具がなかったことになる。このような開放的な構成は女御御殿宸殿の母屋と南庇の境にふさわしく、この3本の柱は当初は母屋・南庇境に用いられていたと判断される。また、柱には現在とは異なる位置に掛金金具の痕跡を持つもの多く、その高さは埋木の上端まで床(ユカ)から3.65尺のもの、3尺のもの2種類がある。この6寸5分の高さの差は、床の高さの違いを示すと考えられ、かつては床の高い部屋があったことになる。図7の柱Cは、無目鴨居の痕跡と高さの異なる2種類の掛金金具の痕跡とを持っており、この柱は、床の高さの異なる2室の境に位置し、かつ無目鴨居の取り付く側は建具がなかったことを示している。この柱を手掛かりに、他の柱を当初の位置に復原すると、高い掛金金具の跡を持つ柱は仮内裏常御殿の母屋東端の部屋に集まり、この部屋の床が高かった可能性が高い。藤岡通夫氏が指摘している¹¹⁷⁾ように、この部屋は常御殿時代「夜御殿」に用いられたと考えられ、床が高かった蓋然性は高い。

(3) 障壁画の検討

大覚寺宸殿の障壁画は、美術史分野ですでに多くの論考があり¹¹⁸⁾、特に牡丹の間の牡丹図のうち北側の8面は狩野山楽によって描かれたものとされている。

平面の復原検討によって、現在の柱間寸法は当初からのものではないことが判明したが、先の牡丹図8面は現在の柱間寸法に合っており、画面幅を変更した跡は見られない。したがって、この牡丹図8面は女御御殿宸殿本来のものではなく、移築後に描かれた可能性が高いことになり、また大覚寺への移築時にはすでに狩野山楽は没しているから、筆者についても再検討が必要となる。

(4) 座敷飾の検討

大覚寺宸殿の前身建物は、慶長度女御御殿宸殿も、寛永度仮内裏常御殿も、指図に見る限り座敷飾が全く設けられていない。これは、女御御殿宸殿が内裏の紫宸殿に相当する、宮中の儀式用の建物であったためであろう。ただし、寛永度内裏の造営文書¹¹⁹⁾によると、寛永度内裏の常御殿は剣爾の間の入口に「御納戸構」を置いているから、仮内裏の常御殿も剣爾の間の入口、すなわち母屋と北西隅の部屋との境に帳台構を置いていた可能性がある。

4. 南禅寺大方丈の建築と障壁画

(1) 南禅寺大方丈の前身建物とその造営背景

南禅寺大方丈については、藤岡通夫・山根有三・平井聖氏等の研究があり^(註20)、新上東門院御所対面所（前身は正親町院御所寢殿）を慶長16年（1611）に南禅寺に移築したことなどが判明しているが、前身建物の平面等は不明なままとなっており、現在錯綜した状況にある障壁画の復原も完了していない。

まず、南禅寺大方丈の造営および移築の経過を整理する。

正親町院御所は天正13年（1585）12月16日上棟^(註21)、翌14年6月17日地鎮^(註22)、同7月1日安鎮^(註23) という経過で造営された。文禄2年（1593）正月5日に正親町院が崩御した後、同5年6月28日には良仁親王御所となった^(註24)。しかし、慶長6年（1601）3月5日、良仁親王が廢嫡となって仁和寺に入り、空いたこの御所に同年11月10日新上東門院が移徙して新上東門院御所となった。慶長12年12月22日、幕府は二条昭実邸跡に新たに新上東門院御所（これを第2次新上東門院御所と呼び、それまでのものを第1次と呼ぶ）を計画し、そこへ新上東門院が慶長16年12月15日に移徙した。この間、慶長度内裏の計画が進められ、空いた第1次新上東門院御所の敷地は同年7月27日から同18年12月19日まで仮内裏として用いられた。このとき、仮内裏の「御かり屋御殿」^(註25) を新築するため不要となった対面所が南禅寺に下賜された。

(2) 南禅寺大方丈前身建物の平面の復原

以上のように、南禅寺大方丈は、まず正親町院御所寢殿として建てられ、一時良仁親王御所として用いられた後、新上東門院御所対面所となり、さらに南禅寺に移築された。したがって、復原平面を検討するに当たって創建後3度の改造の可能性を考えねばならないが、良仁親王御所時代には大きな改造は行われなかったと考えられ

るため、正親町院御所時代と新上東門院時代の2時期への復原を行う。

南禅寺大方丈（図8）は、現在南側の3室の奥行は4間だが、南から2間の位置に架かる梁の南と北で天井の仕様が異なり、またこの梁位置の天井廻縁には図8に示す位置にかつて柱（または束）があったことを示す埋木があることから、この3室はかつて梁位置を境にして南北に部屋が分かれていたと判断される。

鳴滝の間は、柱の痕跡から(ア)当初は現在よりユカが9寸高く、北側にトコ・棚があった、(イ)次に現在よりユカが9寸高く、現状と同様東側にトコ・棚がある状況に改造された、(ウ)さらにユカを9寸下げ、現状となった、の3期に改変の状況を分けることができる。このうち、(イ)の改造は、現在の障壁画がトコ・棚等に無理なくおさまり、また画題からみても後述のように新上東門院御所のもと考えられるので、新上東門院御所とするための改造と判断され、(ア)はそれ以前すなわち正親町院御所時代の状況、(ウ)が南禅寺への移築の際の改造と判断される。同様に、西の間は、天井廻縁の図8のB・Cの位置にかつて柱（または束）があったことを示す痕跡があり、(エ)当初は柱A・Cがなく柱Bが立ち、(オ)次に西から1間の位置に2本の柱A・Cが立つ平面に変わり、(カ)さらにその後柱Cがなくなって現状の平面になったと判断され、その時期は、先の鳴滝の間の状況と考えあわせれば、(エ)が正親町院御所時代、(オ)が新上東門院御所時代、(カ)が南禅寺への移築時にそれぞれ対応する。

現存建物の痕跡を整理すると、正親町院御所寢殿および新上東門院御所対面所の復原平面は図9・10の通りとなる。

(3) 南禅寺大方丈障壁画の復原

南禅寺大方丈には136面の障壁画が現存する。以下、障壁画の描写内容、料紙寸法、引手・掛金跡等の調査結

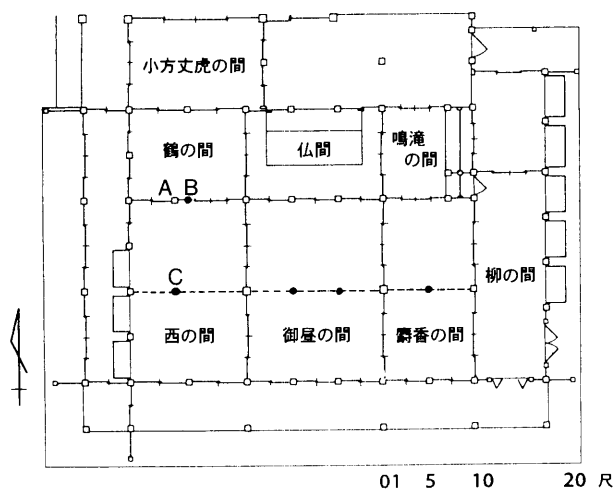


図8 南禅寺大方丈 現状平面図
(点線は梁位置、●は痕跡により判明する柱または束位置)

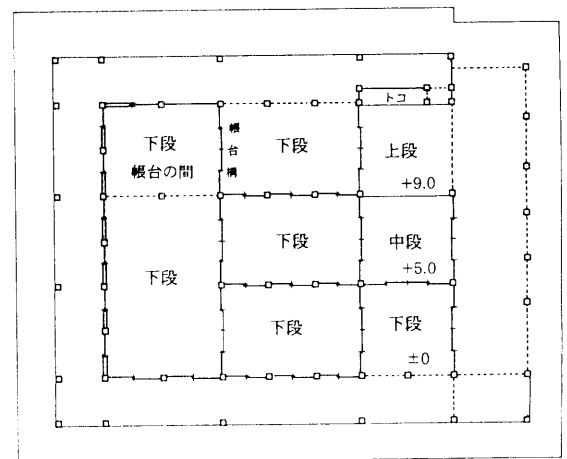


図9 正親町院御所寢殿 復原平面図
(図中の数字は床高 [単位: 寸])

果に基づき、障壁画の復原を行う。

まず、鳴滝の間の障壁画は、北側舞良戸4面を除くとトコ・トコ脇・違棚・襖の絵がすべて破綻なく連続しており、現在のトコ・棚が作られたとき、すなわち新上東門院御所対面所時代に描かれたと考えられる。

麝香の間北面（貼付1面・襖4枚）と御昼の間東面（襖8枚）および北面（襖4枚）の仙人図は、麝香の間北面の貼付1面と襖4枚の左右が少しずつ切り縮められているものの、連続した17面の画面となる。ただし、両端の計5面をほかの12面より4寸上げなければ絵が繋がらず、この障壁画はユカ高に4寸の差があるところに入っていたことになる。正親町院御所と新上東門院御所の平面のうち、この障壁画が入りうるところは正親町院御所の上段（現在の鳴滝の間）と中段（現在の麝香の間北半分）しかなく、ここが仙人図の当初の位置であることが判明する。この上段の間は、新上東門院時代にトコ・棚が改造され、障壁画が新たに制作されており、このため正親町院御所時代に上段に入っていた仙人図が切り縮められて当初障壁画のなかった中段の北側に入れられたことになる。

以下、同様にほかの障壁画の復原を行い、正親町院御所時代の様相を示すと、図11の通りとなる。

(4) 新上東門院と鳴滝の間障壁画

新上東門院は、正親町天皇第一皇子誠仁親王の妻で、後陽成天皇の実母である。徳川家康が慶長8年3月25日に参内した際「女るんの御所へ御しこう」^{注26)}、同10年4月26日にも「女院へ御成」する^{注27)}など、新上東門院は、慶長8年2月に幕府を開いた最高権力者が出向くほどの重い存在であった。また、朝廷内での立場を端的にあらわす進物を慶長8年3月25日の將軍家康の参内を例に見ると、天皇に白金千枚、女院に二百枚、親王に百枚、女御に百枚となっており^{注28)}、天皇に次ぐ進物が新上東門院に贈られていて、新上東門院が朝廷内で重要な存在であ

ったことが確認される。

先に見た通り、鳴滝の間の障壁画は、北側を除く東・西・南三方の絵がトコ・棚も含めてすべて破綻なく連続しており、この部屋の平面に合わせて描かれたものと考えられる。描写内容は、中国人物だが、男性ではなく女性を主題とする。美術史分野ですでに指摘されている通り^{注29)}、公的空間の障壁画に唐風の男性を描くことは平安時代以来の通例であるが、この障壁画は女性主題だから男性の使う部屋ではありえず、と同時に唐主題だから公的な性格を持っていたはずである。そのような人物は正親町院でも良仁親王でもなく、女性であり、かつ家康などと公的な対面を行う立場にあった新上東門院にこそふさわしく、鳴滝の間の障壁画は新上東門院のために描かれたと判断される。

(5) 座敷飾の検討

正親町院御所寝殿の平面と新上東門院御所対面所の平面とを比較すると、主室の位置が同じであるにもかかわらず、トコ・違棚の位置が異なる点が注目される。すなわち、正親町院御所時代は、トコと違棚を上段の間の北側に、縁に張り出す形で設けていたが、新上東門院時代には、現状のようにトコと違棚を東側に移し、室内に納める形に改造した。これは、正親町院御所時代には東側の3室を対面等に用い、新上東門院時代には東側の3室以外に北側の3室でも対面を行うよう意図したものと考えられる。また、帳台構は、正親町院御所時代には北列中央の部屋の西面、新上東門院時代には中央の部屋の西面にあつて、円満院宸殿の場合と同様、いずれも主室以外の場所に置かれていた。

5. 護国寺月光殿の建築と障壁画

(1) 護国寺月光殿の前身建物

護国寺月光殿は、勸学院客殿・光浄院客殿とともに、近世初期書院造の貴重な例として知られる。この月光殿

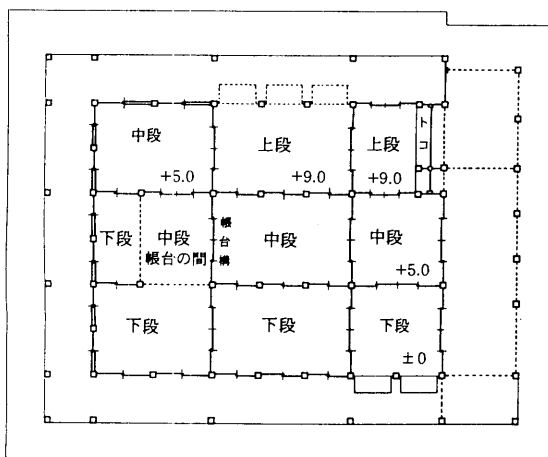


図10 新上東門院御所対面所 復原平面図
(図中の数字は床高 [単位:寸])

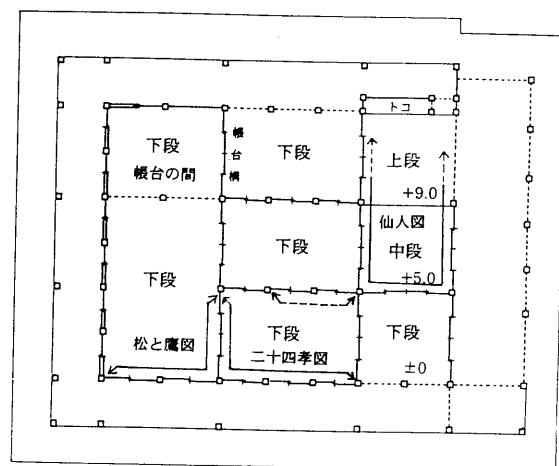


図11 正親町院御所寝殿 障壁画復原平面図
(点線は2案のいずれかであることを示す)

は、もと園城寺の塔頭のひとつ日光院（現存せず）の客殿で、明治25（1892）年に東京品川御殿山の原六郎邸に移築され、さらに昭和3（1928）年に護国寺へ移築された¹³⁰⁾。内部の障壁画¹³¹⁾は、建物と共に原六郎氏に買収されたが、軸装に改められ（但し、一の間と上の間の障壁画のみ建物と一体で現存）、建物が護国寺へ移築された後も原六郎氏のコレクションとして保管され、現在はアルカンシエール美術財団の所有となっている。

(2) 日光院客殿の平面の復原

護国寺月光殿（図12）は、大床（トコ）と違棚を持つ一の間、二の間、東入側3室が並ぶ南列と、トコと付書院を持つ上段と上座の間、次の間、東入側の4室が並ぶ北列から成り、その南側に広縁、東南に中門廊が付く。

北列の上段は、床下を見ると、西側のトコの框の裏にかつて塗込壁であったことを示す貫があり、また付書院の地板の下には板の当たりがある。また、上段の間の桁は、トコの両端の柱位置で継がれていて、上段のトコと付書院は当初からのものではないと考えられる。次に、一の間と上段の境は現在襖2枚で仕切られているが、両端の柱の痕跡から、当初は壁であったと考えられ、同様に、二の間と次の間の境のうち西端の1間も、当初は壁であったと判断される。

これらの改変がいつ行われたかを検討するには、『日光院客殿図』¹³²⁾と『日光院客殿仕様書』¹³³⁾が有効である。『日光院客殿図』は、年紀は無いが、図の裏面に「道暹大会之節、森江差出図控」とあり、道暹の代に行われた法華大会の際、森すなわち聖護院へ提出した図の控である。道暹は天保9年（1838）の結垣、元治元年（1864）の没¹³⁴⁾だから、この間のものとなる。この図によると、上段にトコと付書院はすでにあり、また上段・一の間境と次の間・二の間境には御簾が懸けられているから、ここが壁ではなく襖であったことが窺える。したがって、

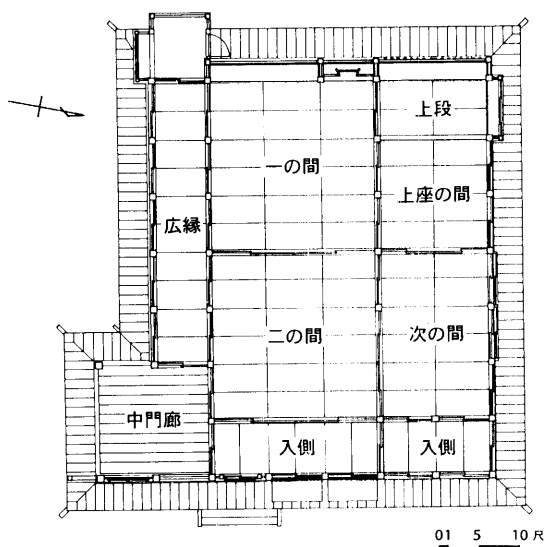


図12 護国寺月光殿 現状平面図

改造はこのときすでに行われていたことになる。

一方、『日光院客殿仕様書』は、客殿の各室の畳の枚数および建具の種類と枚数を書き出したもので、『日光院客殿図』と同様、幕末期のものと考えられる。この文書によると、「書院」の「上段」すなわち現在の北列の上段は、「小シャウジ四」とあるから付書院がすでにあったことは明らかで、また南列との境は、「次ノ間」すなわち上座の間の分も含めて「襖四枚」しかなく、現状と比べて2枚不足しているから、上段と一の間境はこの時点でまだ壁だったと考えられる。同様に次の間と二の間の境も「襖四枚」しかなく、ここも2枚不足しているから、痕跡からかつては壁であったと考えられる1間分はこの時点でまだ壁の状態だったことになる。

以上の検討をもとに、護国寺月光殿を『日光院客殿仕様書』に示された状態に復原すると、図13の通りとなる。

(3) 障壁画の復原

先に述べたように、旧日光院客殿障壁画は、一の間とトコ・違棚を除き、すべて軸装に改められている。これらの障壁画の料紙寸法を実測しグラフ化すると、「蘭亭図」「野馬図」（以下、Aグループと呼ぶ）と、それ以外の「層嶺瀑布図」「帰去来図」「雪景山水図」「山水人物図」「虎図」「花鳥図」（以下、Bグループと呼ぶ）の、大きく2つのグループに分かれる。これらを日光院客殿の復原平面をもとに復原すると、「蘭亭図」は大床と違棚の絵を含むから奥ノ間に入り、「野馬図」は3間四枚割が2組あるから中ノ間しか入るところはない。また、トコの絵を含む「層嶺瀑布図」は上段に復原され、絵柄の続く「山水人物図」および「雪景山水図」「帰去来図」は上段と次ノ間に復原される。「虎図」は貼付を含むことから下ノ間に復原され、絵柄の続く「花鳥図」も下ノ間に入る。以上の復原結果を図示すると、図13の通りとなる。

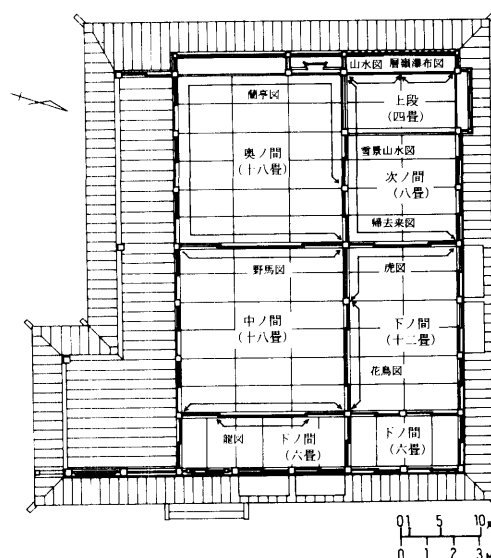


図13 日光院客殿 復原平面図

(矢印は障壁画の入る位置を示す)

ここで注目されるのは、料紙寸法によって分けたAグループの障壁画は南列に、Bグループの障壁画は北列に入ることである。『日光院客殿仕様書』によれば、「客殿」すなわち南列の部屋は「絵狩野永徳筆」、「書院」すなわち北列の部屋は「絵古法眼元信筆」とあり、当時南列と北列とで障壁画の筆者が異なると認識されていたことがわかる。また、これらの旧障壁画が納められている箱には、軸装に改められた明治25年頃に書かれたと考えられる箱書があり、Aグループはいずれも「永徳筆」、Bグループはいずれも「元信筆」と書かれていて、『日光院客殿仕様書』と同様、箱書も筆者を分けていることは興味深い。永徳と元信を実際の筆者と単純に考えることはできないが、障壁画が制作背景から2つのグループに分けられることを、料紙寸法の検討結果が裏付けるといえる。

(4) 座敷飾の検討

護国寺月光殿は、現在一の間にトコ・違棚、上段にトコ・付書院を備えているが、先に見た通り上段のトコ・付書院は後補で、当初は奥ノ間（現一の間）にのみ座敷飾があった。この平面を園城寺光浄院客殿・勸学院客殿の平面と比較すると、主な部屋が東西方向に2列並び、南側の主室に座敷飾を集中させる点は光浄院客殿に類似するが、光浄院客殿が上々段を持ち、主室に帳台構を設けるのに対し、そのいずれもない点は、むしろ勸学院客殿に近いといえる。

6. 座敷飾と内部空間

座敷飾は、書院造の重要な要素であり、その成立過程については平井聖氏の論考がある⁽¹³⁵⁾。しかし、近世初期の遺構が極めて少ないため、具体的な様相は必ずしも明らかではなかった。今回復原を試みた4件は、いずれも創建年代が近世初期に遡るもので、これらの当初の座敷飾の様相はすでに述べた通りである。

特に注目されるのは、帳台構（納戸構）と帳台の間（納戸の間）の配置である。帳台構は、帳台の間すなわち寝室への入口が形式化したものとされる。このため、本来帳台構の背後には、寝室として用いる広い帳台の間が置かれていたが、帳台の間が対面の間へ出る際の控えの間として用いられるようになると、部屋の広さは狭くなり、後には帳台の間を持たず、単なる飾りとして帳台構を設けるものも現れた⁽¹³⁶⁾。このような帳台構の変遷から見ると、近世初期には、主室以外の部屋に帳台構を設け、そこから寝室である帳台の間へ出入りした可能性があるが、主室以外の部屋に帳台構を設けた遺構例は、これまで観智院客殿（慶長10・1605）しか知られていなかった。

しかし、先に示した通り、南禅寺大方丈の前身建物である正親町院御所寝殿および新上東門院御所対面所、円

満院宸殿の前身建物である慶長度女御御殿御局は、いずれも主室以外の部屋に帳台構を設け、その奥に寝室として帳台の間を置いている。また、慶長度女御御殿と同時に作られた女御御里御殿の平面が史料によって知られる⁽¹³⁷⁾が、その中の御局も主室以外の部屋に帳台構を設けていて、元和期以前にはこうした平面が決して特殊なものではなかったことが窺える。これらの御殿は、いずれもひとつの建物の中に対面など表向き用途と居間など内向き用途の両方を納めた平面であり、帳台構の設けられた部屋は内向きの、居間として用いたと考えられる部分である。これらの例では、帳台構は単なる飾りでなく、居間から寝室への入口という実用的な用途として置かれていることがわかる。

帳台構以外の座敷飾に注目すると、今回復原した平面の中で、トコと違棚は、大覚寺宸殿の前身建物である慶長度女御御殿宸殿を除くすべてが備えているが、付書院を備えた例はひとつもない。旧日光院客殿は、現在は付書院を持つが、後補である。事例が少ないものの、これらの例を通観すると、トコ・違棚・付書院・帳台構の4つの座敷飾のうち、主室を飾り格を高めるものとしてトコと違棚が重視されていた傾向を指摘できる。

7. 障壁画と内部空間

障壁画は、室内を飾るものであるとともに、部屋の用途や性格を視覚的にあらわす役割を持つ。したがって、その画題や技法の選び方には一定の約束が存在したはずである。すでに指摘されているのは、公的な空間には唐主題の「唐絵」を描き、私的な空間には日本主題の「和絵」を描くという点である⁽¹³⁸⁾。確かに、京都御所清涼殿や江戸城など、多くの例を挙げることができる。

しかし、こうした約束に合わない例もまた存在する。慶長度女御御殿御局の障壁画を復原した結果、主室である上段の間の障壁画は住吉社頭図で日本主題、続く二の間は故事人物図で唐主題、居間に当たる三の間は唐美人図で唐主題となっており、先に示した約束と全く逆転することが判明した。また、慶長度女御御里御殿については、史料により障壁画の画題を知ることができる⁽¹³⁹⁾が、この御局は主室は「源氏之間」、次の間は「唐絵」で、やはり日本主題の障壁画が唐主題の障壁画より格の高い部屋に描かれている。すなわち、唐絵は表向、和絵が内向という図式はすべての事例に当てはまるものではなく、建物や部屋の用途や性格によって異なることが指摘できる。

南禅寺大方丈の鳴滝の間の障壁画は、利用する人の立場を障壁画があらわす好例である。先に見たように、鳴滝の間の障壁画は、正親町院御所寝殿を新上東門院御所対面所に改造した際に描かれたと考えられる。鳴滝の間は、新上東門院御所対面所の中で、唯一トコ・違棚を備

えた最も格の高い部屋であり、こうした部屋には正親町院御所寢殿上段の仙人図のように、唐主題の、特に中国の男性を主題とした障壁画を描くことが通例であった。しかし、天皇の実母であり、女性でありながら朝廷内の重要な立場にあった新上東門院のために、唐主題でかつ女性を主題とした障壁画が選ばれたのであろう。

8. おわりに

以上、南禅寺大方丈・円満院寢殿・大覚寺寢殿・護国寺月光殿の建築と障壁画の復原検討を行い、その成果を踏まえ、近世初期を中心に障壁画と座敷飾の用途や性格について考察した。建築と障壁画は、極めて緊密な関係にあるものである。今回の成果は、建築史と美術史の共同研究によってこそもたらされたものであり、今後も建築と障壁画を合わせた検討を行っていきたいと考えている。

<注>

- 1) 藤岡通夫『京都御所』彰国社、昭和31年。同『近世建築史論集』中央公論美術出版、昭和44年。
- 2) 山根有三「円満院の金碧障壁画」『全集日本の古寺第6巻 延暦寺・園城寺』集英社、昭和60年。
- 3) 『重要文化財円満院寢殿修理工事報告書』滋賀県、昭和29年。
- 4) 『慶長度内裏指図』宮内庁書陵部蔵。平井聖編『中井家文書の研究一』中央公論美術出版、昭和51年、所収。
- 5) いずれも宮内庁書陵部蔵。
- 6) 京都府立総合資料館蔵。注4『中井家文書の研究一』所収。
- 7) 障壁画の料紙寸法の実測と検討については、西和夫・小沢朝江「二条城二の丸御殿の復原研究 上・下」國華第1068・1071号、平成5年3月・6月。
- 8) 注1に同じ。
- 9) 注1『京都御所』（新訂版は、中央公論美術出版・昭和62年）。
- 10) 内裏および院御所の造営経過については、注4『中井家文書の研究一』。
- 11) 大覚寺史資料編纂室編『大覚寺文書』大覚寺、昭和55年。
- 12) 『公卿補任』
- 13) 注10に同じ。
- 14) 注4に同じ。
- 15) 注9『京都御所』。
- 16) 『寛永度内裏指図』宮内庁書陵部蔵。注4『中井家文書の研究一』所収。
- 17) 注9『京都御所』。
- 18) 中川忠順「大覚寺寢殿牡丹の間の襖絵につきて」美術画報43編巻8・大正9年、土井次義「大覚寺の桃山障壁画」（『障壁画全集 大覚寺』美術出版社・昭和42年）、川本桂子「山楽の画風とその展開」（『名宝日本の美術21 友松・山楽』小学館・平成3年）、など。
- 19) 『禁中御作事御家造付之帳』宮内庁書陵部蔵。注9『京都御所』所収。
- 20) 藤岡通夫「南禅寺大方丈再考」（注1『近世建築史論集』）、山根有三「南禅寺本坊障壁画に関する従来の研究とその問題点」國華第902号・昭和42年、同「南禅寺本坊障壁画と狩野派、歴史と概観」（『障壁画全集 南禅寺』美術出版社・昭和43年）、平井聖「南禅寺大方丈と天正度内裏清涼殿、正親町院御所寢殿の関係について」日本建築学会大会学術講演梗概集・平成2年、など。
- 21) 『舜田記』同日条。
- 22) 『御湯殿上日記』同日条。
- 23) 注22に同じ。
- 24) 以下、良仁親王御所および新上東門院御所の造営経過については、注4『中井家文書の研究一』。
- 25) 『禁中御位御所御作事方万手形高引次、御奉行板倉伊賀守殿』。平井聖編『中井家文書の研究九』中央公論美術出版・昭和59年、所収。
- 26) 注22に同じ。
- 27) 『慶長日件録』同日条。
- 28) 注22に同じ。
- 29) 千野香織「建築の内部空間と障壁画 清涼殿の障壁画に関する考察」『日本美術全集16 桂離宮と東照宮』講談社・平成3年、など。
- 30) 石井昭・一色史彦「護国寺月光殿について」日本建築学会大会学術講演梗概集・昭和45年、一色史彦「三井寺旧日光院をめぐる」『園城寺』第28号・昭和50年、など。
- 31) 旧日光院障壁画については、鈴木廣之『護国寺月光殿ならびに原コレクション所蔵同殿障壁画調査報告書』昭和55年、高梨純次「旧日光院障壁画 虎・鴨図、馬図」（『近江の大画 華麗なる障壁画の世界』滋賀県立美術館・平成3年）。
- 32) 園城寺蔵。
- 33) 注32に同じ。
- 34) 『結脈』園城寺蔵。
- 35) 平井聖『日本の近世住宅』鹿島出版会・昭和43年、同『城と書院』平凡社、昭和40年。
- 36) 注35に同じ。
- 37) 『近衛殿御屋敷女三宮御殿御指図』宮内庁書陵部蔵。注9『京都御所』所収。
- 38) 注29に同じ。
- 39) 注37に同じ。